

岩手県告示第128号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第6条第2項の規定により、次のとおり特定大規模集客施設の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成30年2月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の名称 株式会社ユニバース及び株式会社サンデー
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）矢幅駅西口ショッピングセンター 紫波郡矢巾町大字又兵衛新田第5地割300番
- 3 変更した事項 特定大規模集客施設の設置をする者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 4 届出年月日 平成30年1月29日
- 5 関係書類の縦覧の期間及び場所
  - (1) 期間 平成30年2月13日から同年4月13日まで
  - (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び盛岡広域興局経営企画部並びに盛岡市役所、雫石町役場、紫波町役場及び矢巾町役場